

# 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』 募集要項

学びの継続のための学生支援緊急給付金の申請を希望する学生は、「申請の手引き」をよく読み、支援対象者の要件にあてはまる場合、以下のとおり申請をしてください。

## 1 対象者

学部、大学院、短期大学部及び通信教育部に所属する学生（研究生を含む）で、「申請の手引き」P 5 支給対象者の要件にすべて当てはまる者

※6月10日〆切の1次募集時に申請し、推薦者として決定した旨通知があった学生の再度申請は認めません。

ただし、給付額10万円を申請したが、その後住民税非課税世帯であることが証明できる書類が提出可能となった場合、給付額10万円を改めて申請できます。

## 2 給付額等

- ①給付額 (1)住民税非課税世帯の学生 20万円  
(2)上記以外の学生 10万円
- ②給付方法 日本学生支援機構から届出振込口座へ振込

## 3 対象者の要件

「申請の手引き」P 5 を参照

## 4 申請方法

### ①提出書類

必要書類の作成に当たっては、「申請の手引き」P 7 を熟読の上、以下の(1)～(7)を提出してください。【留学生は(1)～(6)及び(8)、(9)】

#### (1)学生支援緊急給付金申請書（様式1）【国指定様式】

「機構の奨学生番号」は現在、日本学生支援機構（給付・貸与）奨学生の方は機構から発行された「奨学生証」を確認の上、記載ください。どうしても確認がとれない方は、お問い合わせフォームで問い合わせください。

#### 【留意事項】

※多子世帯、ひとり親世帯の場合は、「申請書【国指定様式】の申し送り事項欄」に記載してください。

※家庭からの追加支援が期待できない理由を「申請書【国指定様式】の申し送り事項欄」に記載してください。

#### (2)誓約書（様式2）【国指定様式】

#### (3)学生支援緊急給付金の申請に係る確認書【大学様式】

(4) 自宅外を証明する証明書

賃貸契約書の写しなど、申請学生が居住者であることが分かるもの、つまり、契約者が学生本人でない場合には、居住者に学生の氏名が記載されているものを準備してください。

**【留意事項】**

※自宅生で家庭から学費等の援助を受けていない学生（証明書を添付できない学生）は、「申請に係る確認書【大学様式】」に状況を具体的に記載してください。

(5) コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（提出可能な場合）

留学生で両親が日本国外にいるなど、書類を用意することが難しい場合には、(1) 学生支援緊急給付金申請書（様式1）【国指定様式】の「3. 申し送り事項」に事情を記入してください。

(6) アルバイトの収入がわかる証明書

**【留意事項】**

※新生以外はアルバイト先からの給与明細（2020年1月以降で、連続した2か月分もしくは3か月で減少がわかるもの）を提出してください。  
※新生は、得られるはずであった収入が得られなくなった旨を「申請書【国指定様式】」の申し送り事項欄に記載してください。  
※原則、前月比50%以上減少していることが要件ですが、段階的にアルバイト収入が減少することも考えられることから、前々月から50%以上減少した学生についても、申請を認めます。

(7) 奨学金の証明書

**【留意事項】**

※国の修学支援新制度の対象者以外で、住民税が非課税の学生は、住民税非課税証明書を提出してください。  
※申込み中またはこれから奨学金を申請する学生は、「学生支援緊急給付金の申請に係る確認書【大学様式】」に申告してください。  
※給付奨学金・貸与奨学金のいずれも活用していない場合は、原則1か月以内に申請する必要があります。

<留学生のみ>

(8) 仕送り額を証明するもの

(9) 扶養者の年収が確認できる書類

②提出先 学生支援緊急給付金申請フォーム

③提出締切日 令和2年7月17日（金）

④提出方法 「学生支援緊急給付金申請フォーム」へのファイル添付

## 5 選考及び推薦

定められた基準にて大学で要件を審査し、日本学生支援機構より大学に割り振られた推薦枠内で日本学生支援機構へ推薦となります。

※要件を満たしたすべての学生が採用されるとは限りません

## 6 お問い合わせ先

本奨学金に関するお問い合わせについては、お問い合わせフォームでの対応とさせていただきます。

回答については、ポータルサイトを通じて学生あてに回答をいたします。

以 上

生物資源科学部学生課